

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：田舎館村

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.4 %
全職員	74.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.7 %
本庁課長補佐相当職	93.4 %
本庁係長相当職	94.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	97.9 %
26～30年	95.1 %
21～25年	94.6 %
16～20年	91.7 %
11～15年	99.9 %
6～10年	94.1 %
1～5年	90.7 %

【説明欄】

- ・パートタイムの会計年度任用職員のうち「臨時技能員（除排雪運転技能員）」については、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の算定の対象に含めていない
- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない
- ・役職段階別の算定にあたり、技能労務職の職員については相当職区分に分類できないため対象に含めていない
- ・勤続年数別「36年以上」区分には男性職員がいない

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	9.1 %

【説明欄】

--

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	9.1 %
本庁課長補佐相当職	26.3 %
本庁係長相当職	22.2 %

【説明欄】

・ 役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	—
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	—
2週間以上1月以下	50.0%	0.0%	—	—
1月超3月以下	50.0%	0.0%	—	—
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	—
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	—
9月超12月以下	0.0%	100.0%	—	—
12月超24月以下	0.0%	0.0%	—	—
24月超	0.0%	0.0%	—	—

【説明欄】

- ・会計年度任用職員には育児休業該当者がいない

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.9 時間/月
内部部局等以外	10.0 時間/月

【説明欄】

- ・「内部部局等以外」区分には、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会及び教育委員会の職員を計上している
- ・令和7年度に実施した参議院議員選挙関連事務により、選挙管理委員会職員の時間外勤務が増加した結果、「内部部局等以外」区分の時間外勤務が「内部部局等」区分より多くなっている